

Title	経済史と現在：「経済史と現代」再訪
Sub Title	Economic history and the present
Author	岡田, 泰男(Okada, Yasuo)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.4 (2012. 1) ,p.607(101)- 621(115)
JaLC DOI	10.14991/001.20120101-0101
Abstract	東日本大震災のような大事件が生じたとき、 歴史家はいかに反応すべきか。研究対象は過去であっても、現在からの問いかけこそ、 歴史研究の基本である。こうした点を、 ちょうど1世紀前に書かれたターナーとコーマンの論文を手掛りに考察した。
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 経済史と現在

——「経済史と現代」再訪——

岡 田 泰 男

### 要 旨

東日本大震災のような大事件が生じたとき、歴史家はいかに反応すべきか。研究対象は過去であっても、現在からの問いかけこそ、歴史研究の基本である。こうした点を、ちょうど 1 世紀前に書かれたターナーとコーマンの論文を手掛りに考察した。

### キーワード

歴史と現在, ターナー, コーマン, アメリカ西部

### はじめに

今年（2011）5 月、立教大学で開催された社会経済史学会全国大会の懇親会の席上、スピーチを求められたので、次のようなことを述べた。

「私が歴史の研究を志したのは、今から半世紀も前になるが、その頃は、歴史は過去の出来事を研究するものと思っており、また自分自身が歴史的な大事件に出会うなどとは思っていなかった。ところが先年、ソ連の崩壊、ドイツの再統一、天安門事件などが起り、今回は東日本大震災が生じた。いずれも、生きているうちに遭遇するとは思ってもよらなかった大事件であり、歴史家としてどう考えるべきか、思い惑う。ソ連の崩壊などの一連の事件の際には、何年か後に、社会経済史学会の大会共通論題として『経済史と現代』というシンポジウムを開くことができた。しかし、今回はこの大震災を、自分の歴史研究の枠組の中にどう取り入れるべきか、迷うばかりだ。」

いささか情けないスピーチであるが、思い迷っていることを正直に述べたつもりである。もちろん、経済史の勉強を始めた頃にも、自分をとりまく現実の世界と歴史研究とを、まったく切り離して考えていたわけではない。学生時代、クローチェの『歴史としての現代』などは読んでいたし、大学院に入って後に出版された E・H・カーの『歴史とは何か』にある「歴史は現在と過去との対話である」という一節は親しいものとなった。また、マルク・ブロックが、アンリ・ピレンヌとの思い

出の中に書き残している「私は生活（現実）を愛する」というピレンヌの言葉や、ブロック自身の「生活の現実に関心を持たぬ博学者は、好古家ではあっても歴史家とはいえない」という言葉は、研究を進めるにあたっての導きの糸でもあった。しかしながら、これまでの自らの経済史研究を振り返ってみると、反省するべき点はあまりに多い。<sup>(1)</sup>

上原専祿は1952年に行った講演の中で、わが国の歴史学界の欠陥と弱点の一つとして、歴史意識が鋭くない点をあげている。第二次大戦という「大事件を共に体験した歴史研究者ならば、研究課題のえらび方にも研究の方法にもその体験に根ざした相当な変化が生ずるのが自然というものであろう。しかるに、事実においては、そのような変化を示さないものも少なくない。……（この）体験が研究者の上に何らの影響を及ぼさないということは、ありえないことのように考えられる。それにもかかわらず、日本の研究者でその点に反応を示さないものが存在するように見える」と上原は述べている。歴史家にとって、歴史意識が鋭くないということは、致命的欠陥といえるが、上原が指摘したような状況はその後にも存続したのであり、この批判は今日も有効といえよう。<sup>(2)</sup>

歴史の研究が現実根ざしていること、もしくは根ざしているべきことは、先にも引用した「歴史は現在と過去との対話だ」という言葉を引くまでもなく明らかであるが、実際には歴史家が仕事をしているうちに忘れられてしまいがちではなかろうか。二宮宏之は「歴史の作法」の中で、歴史研究の原点には歴史家の問いがあることをまず述べ、「過ぎ去った時代をフィールドとする歴史家もまた『いま』を生きているのであり、問いかけは当然そのなかから生まれてくる。……自分の問いというものは『いま』を拠点として発せられているのだということを経験家ははっきりと自覚しておく必要があるのだ」と記している。この「自覚」という点が重要であろう。<sup>(3)</sup>

遅塚忠躬は最近刊行された『史学概論』の中で、経済学と歴史学との相違にふれ、経済学が現状分析に立つ政策提言を目標としているのに対し、「現実に応えることを直接の目的としていない歴史学は、とかく、みずからの学問的営為が現実についての問題関心から出発していることを忘れて」すると指摘している。実は、これには、すべての歴史家の頭のどこかで、かすかにこだましている「それは本来いかにあったか」という言葉にも関係があり、現在の視点を重視すれば、過去をゆがめると懸念があると考えられてきた伝統もある。この点については後にも述べるが、今はともあれ、現在という出発点を忘れがちなことを反省しておきたい。<sup>(4)</sup>

先に記した『経済史と現代』というシンポジウムの「問題提起」において、「われわれが、いったん自分のテーマ、それがイギリス中世都市であれ、江戸時代の人口であれ……何かしら課題を定め、

---

(1) Marc Bloch, *Apologie pour l'Histoire ou Metier d'Historien* (Paris, 1974), pp. 47-48.

(2) 上原専祿「現代における歴史学の課題」（『上原専祿著作集』7, 評論社, 1992年）93-104頁。引用は101頁。

(3) 二宮宏之「歴史の作法」（『二宮宏之著作集』1, 岩波書店, 2011年）122頁。

(4) 遅塚忠躬『史学概論』（東京大学出版会, 2010年）293頁。

その研究に没頭しはじめたとなると、しばらくはこの世を忘れ、現代との関連も意識にのぼらなくなる」と述べたのは、まさにそうした反省の上に立ったものであった。続けて「それが許され、とくに問題とされぬ時代もある。けれども、一般の歴史研究者が……そのような安逸をむさぼってばかりいてはいけない」という情況もあり、「今は多分そうした時である」と述べたが、シンポジウムの多くの参加者も、同じような思いであったのではあるまいか。さまざまな動きの中でも、とりわけソ連の崩壊、社会主義体制の消滅という事態は、それまで暗黙のうちにせよ発展段階説によりかかっていた経済史の研究者に、多かれ少なかれ動揺を与えたのであった<sup>(5)</sup>。

ところで、こうした世界の動きとは別の次元で、同じ頃から叫ばれ出した「歴史学の危機」にも一言ふれておきたい。この問題については、ジェラルド・ノワリエルの『歴史学の〈危機〉』とくにその「日本語版のための序章」<sup>(6)</sup>や、アップルビー、ハント、ジェイコブ共著の『歴史について本当のことを云うと』<sup>(7)</sup>が分かりやすいが、わが国においても、いろいろ取り上げられた。これには耳を傾けるべき点もあるが、正直に言って、そう簡単には受け入れられない。その源泉ともいえるべき、フーコーやデリダの哲学、そして言葉への不信を生んだ第二次大戦、戦中戦後のフランスの状況と、わが国の状況とは、あまりに違いすぎる。ナチスやヴィシー政権の支配を経験したフランスで、言葉への不信が生まれるのは当然かもしれない。ヴィシー政権に協力したコルトーのピアノの音は、どう響いたのであろう。もちろん日本にも大本営発表があり、戦後は教科書に墨を塗らされた。しかし、敗戦を終戦、占領軍を進駐軍と呼びかえて満足し、最近まで原子力発電の安全神話を信じていた日本人の精神構造を考えると、フランスからの「危機」の輸入はそれほど容易とは思われない。先に引用した上原専祿は日本の歴史学界の欠点として、独創性と必然性の乏しさをもあげている。「日本の歴史学界における研究課題をみると、ヨーロッパ人によって意識せられた問題、ヨーロッパの研究者によって設定せられた研究課題、そのようなものが批判と反省をぬきにしてそのまま自己の研究課題になっているような場合」<sup>(8)</sup>が少なくないと上原は述べているが、「歴史学の危機」の場合にも、必然性と独創性が乏しいように感じられてならない。

さて、『経済史と現代』に戻ると、その際、「現在」ではなく「現代」としたことについて、一言、記しておきたい。この点については、共通論題へのコメントの中で、関口尚志が「現在の関心は、歴史家の目を常に必ずしも「現代」に向けさせるのではないことを指摘している<sup>(9)</sup>。私自身の「問題

(5) 岡田泰男「経済史と現代——問題提起——」『社会経済史学』第60回大会特集号、58巻1号(1992年)1-2頁。このシンポジウムでは、長年、学会で一緒に仕事をしてきた石井寛治君の協力を得た。

(6) ジェラルド・ノワリエル、小田中直樹訳『歴史学の〈危機〉』(木鐸社、1997年)「日本語版のための序章」3-18頁。

(7) Joyce Appleby, Lynn Hunt, Margaret Jacob, *Telling the Truth about History* (New York: Norton & Co., 1994).

(8) 上原専祿「歴史学の課題」100頁。

(9) 関口尚志「コメント」『社会経済史学』58巻1号、96-97頁。

提起」の中でも、経済史と「現代」よりは「現在」の方が本来の趣旨をより忠実に示すのではないかとも考えたことは記している。ただ、学会が開催された1991年10月の時点では、20世紀が終幕を迎えたという思いも強く、二度の大戦、ヒロシマ、社会主義体制の誕生と終焉を経験した現代とはいかなる時代であったか、との感懐から、あえて「現代」としておいた。今回、この原稿のタイトルとしては、「現在」の方が当然ふさわしいと考えた。

## I ターナーの1910年講演

上記の共通論題の「問題提起」にあたり、時代が大きく動いたとき、偉大な歴史家がとった学問的対応を振り返ってみることも無意味ではあるまい、として、ターナー、ピレンヌ、上原専祿を取り上げた。ターナーを選んだのは、自分がアメリカ経済史を専門としているからでもあるが、19世紀末のアメリカにおいて、大きくゆれ動く時代の問題を解く一つの鍵として、フロンティアの終了に着目したターナーの歴史意識の鋭さに感銘を受けていたからでもある。

フロンティア学説を発表した1893年には、ターナーはまだ30歳を過ぎたばかりの若い歴史家であったが、ほぼ20年後の1910年には、アメリカ歴史学会の会長となっていた。この年の会長講演は「アメリカ史における社会的諸勢力」と題されており、フロンティア論文ほど有名ではないが、ターナーの「現在」への関心の深さを示すものとして紹介したい。その講演は、歴史家としては異例な現状分析から始まる<sup>(10)</sup>。

「今日のアメリカの変化は極めて著しく、われわれは新しいアメリカの誕生をまのあたりにしているといって過言ではない。過去20年間の社会経済構造の変革は、独立期や南北戦争期のそれに匹敵する」とターナーは述べる。このような変化は、彼によれば一方では世界的な経済変革の結果であり、他方では西部開拓期の終了によりもたらされた。20年前、ターナーはフロンティアの終了に注意をうながしたが、それに引き続き、今や個人の自由な競争の時代は終りつつあると指摘する。

より具体的には、いかなる変化が生じたか。上記一世代にも満たぬ間に、アメリカにおける鉄や石炭の生産は数倍になり、USスチールが成立した。政治外交面では極東への進出がおこなわれ、一方国内へ目を向けると外国移民の増大がある。その結果、アメリカの人種構成には大きな変化が生じ、労働者の構成も変わった。ニューヨークを中心とする巨大銀行の支配は産業全体におよび、莫大な富もたらされた。もはや一人当りの国民所得の数字は一般の人々の豊かさの指標とはならない。他方労働者も意識を高め、団結してさまざまな要求をしている。もはや開拓民の個人主義は消え失せた。人々は自然資源の保護とアメリカ民主主義の維持のため、大企業や独占の抑制を求め、その結果、政府の活動は拡大した。個人や企業の自由な行動は、今や社会全体の利益のため、制限

(10) Frederick J. Turner, "Social Forces in American History," *American Historical Review*, 16 (1911), 217-233. 以下の訳文は必ずしも逐語訳ではない。

されるようになった。

以上のようなターナーの100年前の指摘を見ていると、アフガニスタンやイラクへの出兵、ヒスパニック人口の増大、ウォール街への人々の不満、さらに小さな政府を求める茶会運動など、今日のアメリカが二重写しになって見える。ところでターナーは、現状分析もしくは近年の変化について述べたことには、二つの目的があるという。第一にはフロンティアの消滅後の変化の重要性を示すこと、第二には、「現在の状況を観察することが、過去の研究に役立つ」と考えるからであるという。彼の講演は、ほぼ次のように続くが、それは2010年になされたとしてもおかしくない。

「歴史は、その時代時代の関心により新たに探求されるといわれる。それぞれの時代は新しい状況の変化に応じて過去を見直す必要に迫られる。個々の研究者は彼の生きている時代によって影響されるのであり、これはバイアスをもたらすかもしれないが、他方、新しい研究方法や洞察力を与えるものである。現在や近い過去を研究することは、それ自体としても意義があるが、遠い過去についての新しい仮説、新しい研究方向、新しい見方の源ともなる。また、現実の問題の正しい理解のためにも、それを歴史的に見る必要がある。今日のアメリカを理解するためには、現在によって与えられた視点から、われわれの歴史を見直さなければならない」というのが、ターナーの主張である。そして最後に歴史研究の方法および他分野との協力について述べるが、これまた100年前の発言とは思えない。

「歴史家の中には、歴史とは単に物事が実際にどうであったかを語り、事実を述べさえすれば良いと主張する者がいる。しかし、事実というものは、固定された状態の堅固な土台の上に据えつけられたものではない。それ自体が変化しつつある流れの中にあり、その一部でもある。そして、その意義は時代の深層の動きとの関連によってもたらされる。時がたってゆくなかで、ようやく事実についての真相が明らかにされ、歴史書にのせられる価値があるか否かが決まるのだ」とターナーはいう。さらに付け加えて他分野にふれ、経済学者、政治学者、心理学者、社会学者、地理学者、文学・美術・宗教学者などは、すべて社会の研究に、ともにたずさわる者であって、歴史家の研究に貢献する。その貢献は、新しい観点、仮説、方法等々におよぶのであり、歴史家は彼等の仕事について知る必要があるとして、講演を結ぶ。

ターナーというとフロンティア論文があまりに有名なため、そこで展開された議論のみが注目されがちである。先にあげたアップルビー、ハント、ジェイコブの共著においても「ターナーのフロンティア理論」という一節がおかれ、ターナーが白人中心のアメリカ史を描き、先住民たるインディアンの消滅を進化論的にやむを得ぬこととしたこと、さらにインディアンの存在が、共通の危険としてアメリカ人を一致団結させたとして、その点に貢献を見出していることを批判している。しかし1910年の講演を読むならば、共感する点もあるのではないだろうか。「それは本来いかにあったか」というランケ的な考え方に対する反発にせよ、過去の事実というものは、歴史家が現在の関心から問いかけて、初めて意味を持つという考え方にせよ、ターナーと共著者には十分に対話が成り

立つように思われる<sup>(11)</sup>。

先に記したように、ターナーの論文、講演を読んで感心させられるのは、その歴史感覚の鋭さであり、現状認識の正確さである。1996年に出版された『20世紀アメリカ百科事典』の中で、トマス・マクローはターナーの1910年の講演に言及し、そこで取り上げられた題材の多くが、20世紀末においても重要性を失っていないと記している<sup>(12)</sup>。アメリカの経済利害の国際化にせよ、国富の増大とその分配の問題にせよ、ターナーが20世紀初頭に指摘した事態は、その後に一層先鋭化したといってもよい。こうした歴史と現在の把握の確かさの基礎には、歴史家としての研鑽と共に、現在への関心の強さがあつたに相違ない。

## II コーマンの1911年論文

ターナーの講演が『アメリカ歴史評論』に掲載されたのは1911年であるが、この年はアメリカ経済学会の機関誌『アメリカ経済評論』が創刊された年でもあつた。そのため、2011年2月に刊行された第101巻1号は、100周年記念号として、創刊号の巻頭論文を復刻して掲載すると同時に、その論文に対する100年後の今日の批評論文をのせている<sup>(13)</sup>。

さて、創刊号の巻頭を飾つたのは、キャサリン・コーマンの「灌漑に関する未解決の問題」であつた<sup>(14)</sup>。コーマンは、マサチューセッツ州にあるウェルズリー・カレッジで歴史および経済学を教えていたが、この論文はアメリカ西部の灌漑についての現状分析と歴史的考察を組み合わせたものであつた。ターナーのフロンティア論文が有名になりすぎたため、アメリカの西部開拓は1890年で終了したと思われがちである。しかし、これは誤解であつて、20世紀に入っても西部の開拓は続いていた。現に、ホームステッド法による公有地取得は、20世紀に入ってから盛んにおこなわれていたのであり、この点については女性と西部についての最近の論文でも述べた通りである<sup>(15)</sup>。もっとも19世紀末から20世紀にかけての西部開拓は、それ以前とは状況が異なる。というのも、フロンティアが西へ進むにつれて、かつては「アメリカ大砂漠」と呼ばれた乾燥地帯へと開拓民が入っていったためである。降水量の少ないこの地域では、従来の方法では農業は困難であり、灌漑農業をおこな

---

(11) Appleby, Hunt, Jacob, *History*, pp. 74, 254–256.

(12) Thomas K. McCraw, “Introduction,” *Encyclopedia of the United States in the Twentieth Century*, Vol. 3 (New York: Scribner’s Sons, 1996), p. 1011.

(13) *American Economic Review*, 101–1 (2011). この記念号には同誌を飾つた「トップ20」の論文や、同誌の歴史についての記載もある。

(14) Katharine Coman, “Some Unsettled Problems of Irrigation,” *American Economic Review*, 1–1 (1911), 1–19, reprinted in *AER*, 101–1 (2011), 36–48.

(15) 岡田泰男「アメリカ西部と女性の機会——19世紀中葉から20世紀初頭」『三田学会雑誌』103巻3号(2010)27–52頁。

う必要があった。コーマンが灌漑の問題を取り上げたのは、このためである。<sup>(16)</sup>

フロンティアの存在が、アメリカ人に自立と立身出世の機会を与えたことをターナーは主張したが、その機会を象徴するのがホームステッド法であった。5年間の開墾と居住を条件に160エーカーの公有地を無償で取得することを可能にしたこの法律は、貧しい人々が独立した自作農民となる機会を与えた。そして、こうした自作農民こそ、ジェファスン以来のアメリカ民主主義、個人主義の礎とされてきたのである。もっとも実際には、無一文の人が西部開拓に成功するのは困難で、土地だけは無償で手に入れたとしても、それを開墾して農場とするためには農機具や役畜をはじめ、かなりの資本が必要であった。このことは、気候や土壌に恵まれた中西部でも事実であったが、灌漑が必要な乾燥地帯となると一層の資金が必要であった。コーマンはこの点を問題とし、ホームステッド法により創出される自作農民を存続させることが、政治的にも経済的にも重要であると説く。一般の貧しい人々の幸福と、これまで見捨てられていた土地での農業の発展は、今後の合衆国の繁栄の基礎であるとコーマンは考える。そして灌漑事業の成功のためには、短期的利益を求める民間企業より、長期的視野から行動できる政府の方が好ましいと述べるのである。

ターナーは1910年の講演で、もはや開拓民の個人主義は消え失せ、政府の活動範囲が拡大したことを指摘した。彼は、これが好ましいことか否かは語っていないが、ともあれ、そのような現実を認識したのであった。コーマンはむしろ開拓民の個人主義の存続を望み、ただし、そのためには政府の活動が必要であるという。歴史家のターナーの方が、経済学者のコーマンより、現実を冷静に見つめているようで皮肉に感じられる。

ここで、コーマンの論文に戻る。コーマンは、まず地理学者が「呪われた土地」と呼んだ経度100度以西の乾燥地帯に目を向け、降水量が不十分なこの地域で、いかにすれば農業生産が可能かを考察する。その鍵となるのは水の利用である。この地域へ最初に入植したのはモルモン教徒で、彼等は共同で灌漑施設をつくり農業を始めた。一方、カリフォルニアへ移住したアメリカ人は、灌漑の方法については先に移住したスペイン人から学ぶことができたが、水利権の問題に直面した。アメリカ東部においては河川の水を利用する権利は、イギリスのコモンロー以来の「河岸権 (riparian rights)」で、これは川の岸の土地を有する者が、水を利用する権利を持つというものであった。しかし、カリフォルニアのゴールドラッシュで、砂金を採取するために移住してきた人々にとっては、これは不都合であったため、「最初に来た者が最初に利用できる」という早い者勝ちの「優先利用権 (appropriation)」の原則が樹立された。ただし、この慣習の下では、水の供給は安定的とはいえず、農業の発展を妨げた。しかも河岸権を認める考え方も存続していたため、紛争がたびたび生じた。川沿いの土地を持たぬ小農民は、不確実な水利権や、高額な紛争費用のため、農業を続けることが

---

(16) この地域についての、コーマン以降の研究については下記で述べた。岡田泰男「20世紀のフロンティア」岡田『フロンティアと開拓者——アメリカ西漸運動の研究』(東京大学出版会、1994年)291-312頁。



困難で、大農場、大牧場が支配することになる。

ところで、西部開拓の基本はホームステッド法であったが、1875年頃までには、容易に灌漑できる地域はほとんど占有されてしまい、乾燥地帯にはホームステッド法は不適切だとする見方が有力になってきた。こうした状況に応じて、1877年に荒地法（Desert Land Act）が制定された。これは3年間に灌漑することを条件に公有地640エーカーを、エーカー当たり1.25ドルで譲渡するというものであった。コーマンによれば、これは「現地の実情を知らぬ」議員によって制定されたものであった。灌漑設備はつくられても補修や維持が不十分なため、用水路は砂で埋まり、日照りでゆがみ、セメントの貯水池は霜と熱との交互作用で破損してしまった。

一方、限られた水を、より有効に公共の利益のために利用すべきだとの考えも生れ、J. W. パウエルは、ユタのモルモン教徒の経験に学び、協同的な灌漑事業こそ、小農民を守り独占を阻止するために必要であるとした。<sup>(17)</sup> ホームステッド法の原理である、貧しい者への土地の確保のため、利用者が共同で水を管理する灌漑区（irrigation district）をつくるべきだと主張した。1887年、カリフォルニアでライト法（Wright Act）が制定されたが、これは灌漑区の設立を推進するものだった。実際には、ある地区の土地所有者のグループをまとめて協力させることは容易ではなかった。しかし、灌漑区は西部諸州で次第に採用されるようになっていった。土地所有者の大多数が同意した場合、灌漑区が設立され、それは灌漑施設建設のための債券を発行し、維持補修費用のため課税権も持つとした。ただ、その成功は施設建設費が少なくすみ、土地も恵まれた場合に限られていた。<sup>(18)</sup>

こうして、西部の人々は、ホームステッド法が経度100度以西で意味を持つためには、政府が水利権と灌漑施設建設の両面で開拓民を援助する必要があると考えるようになった、とコーマンは記す。そして1894年にはケアリー法（Carey Act）が成立する。この法律の下で開拓民は20～160エーカーの公有地を購入するが、30日間の居住と、土地の8分の1を耕作することで取得が完了する。開拓民は灌漑用水を供給する民間企業と契約すると同時に、灌漑施設の保持にもかかわった。この法律の提案者ケアリー上院議員は、現地の状況にもくわしく、この法律が最初に適用されたアイダホでの成功により、他州もこれにならった。ただ、灌漑設備の建設に費用がかかりすぎるような場合、失敗も生じた。

乾燥地域の開拓に向けての関心の高さは、1902年の開拓法（Reclamation Act）で頂点に達したとコーマンは述べる。この法律の下で公有地売却収入は開拓のためにあてられ、政府により灌漑施設が建設されることとなった。それによって農耕が可能になった公有地を、開拓民はホームステッド法の下で取得する。取得面積は土地の状況に応じて10～160エーカーである。開拓民は水利権を

---

(17) John W. Powell, *Report on the Lands of the Arid Region of the United States* (Washington D. C., 1878).

(18) 灌漑区は、学区や道路区と同様な地方自治の組織であり、課税権を有する。東部では不必要であったから、西部で作られた制度である。

も購入する必要があるが、それは10年賦で支払われる。水利権への支払、5年間の居住、そして土地の半分の耕作が、土地取得の条件であった。なお、通常のホームステッド法では、6ヵ月の居住後、土地を購入すること（これを転換購入という）が認められていたが、開拓法の下では認められなかった。

さて、開拓法により、連邦政府が灌漑施設建設にのり出したため、民間の灌漑業者にとっては強力な競争相手が出現したことになる。そのため、民間業者は権利の侵害であるとして反対をと考えたが、コーマンはそれは当たらないという。もはや民間の資金で灌漑可能な土地はすでに開拓されており、残された地域での施設建設は、連邦政府によってのみ可能であること、とくに各州にまたがるミズーリ川やコロラド川などの水を利用する場合、連邦政府の方がやりやすい点を指摘している。

ホームステッド法の下で無償の土地を取得することはできても、まったくの無一文では農場建設はできないことを先に述べたが、ケアリー法や開拓法の下での灌漑農業を観察したコーマンは「灌漑農場は貧しい人向きのものではない」という。土地自体は安くとも、水利権はエーカー当たり、10～90ドル、用水路の維持費はエーカー当たり、年1～3ドルかかり、さらに測溝をつくったりする費用もかかる。開拓法の下でホームステッド農場を取得しようとする者は、建物、家畜、食料費などを含め、最低2,000ドルは持参する必要があると、実際に政府の役人も述べていた。

最後にコーマンは、ケアリー法と開拓法とでは、どちらが好ましい結果を生むかを、実地調査により分析している。調査の対象となったのは、スネイク川沿いの地域で、約100万エーカーが灌漑されており、ほぼ半分はケアリー法の下、民間業者が灌漑施設を建設し、残りの半分は、開拓法の下、連邦政府が建設を担当した。

まず、ケアリー法の下で開拓がおこなわれた地域では、開拓民の多くはある程度の資力を有する者で、エーカー当たり25ドルの水使用料を支払い、豊かな農場を建設している。土地権利の取得後は抵当借金をすることが可能になるので、一層の農場改良もできる。この地域では、ほとんどの農民は土地権利取得済みであった。他方、開拓法の下で開墾がおこなわれている地域を見ると、政府の計画の長所と短所が分かる。長所として、政府の建設した灌漑施設の方が質が良く、水も安価である。また、ダムや貯水池は政府の所有にとどまるので、農民はその維持費用は負担しなくてよい。にもかかわらず、開拓民がケアリー法の地域に引きよせられるのは、居住期間が30日間で良く、すぐ土地が手に入るためである。開拓法の下では5年間の居住が必要で、その間、転換購入もできない。さらにケアリー法の地域では、灌漑設備は民間業者が建設するので、業者は早く事業を完成させ、資本を回収することを望む。しかし、政府による建設の場合、資金は公有地売却収入しか使用できず、しかも多くの地域に分配されるため、なかなか完成しない。コーマンが1907年夏に現地を訪れた際、1904年の段階で取得申請をした者の多くが、まだ灌漑用水を利用できないでいた。そのため、取得権利を放棄してしまった者も多かった。

コーマンは開拓法の下での土地取得条件が厳しすぎる点を指摘する。開拓農民は5年間は土地を

取得できず、転換購入もできないため、抵当借金をすることができない。また、申請後6ヵ月以内に居住を開始しなければならないが、厳しい環境に家族は耐えられない。居住条件の緩和と転換購入を認めること、あるいは一定程度の開墾がなされた場合には土地権利が譲渡されることで、貧しくともやる気のある開拓民が農場を手に入れられるだろう、というのがコーマンの結論である。経度100度以西の乾燥地帯においても、かつて現在の開拓民の父祖の世代が湿潤な中西部において与えられたのと同様な機会が与えられるべきだ、というのがコーマンの主張である。

すでに述べた通り、ターナーは個人主義の終焉を指摘したが、20世紀に入っても現実には西部開拓は続いていた。その実情を観察したコーマンは、開拓民の個人主義、さらに西部フロンティアの機会が、政府の尽力によって存続することを願ったのであろう。19世紀の西部開拓を研究した筆者にとって、コーマンの論文は共感させられるところが多かった。さて、1世紀後の今日、コーマンの論文はいかに評価されるであろうか。

### III 1世紀後のコーマン論文再評価

100年前に書かれた論文を読むという機会は、それが古典的論文であれば研究史的興味から読むことはあるかもしれないが、めったにないであろう。まして、それへの評価を論文として書くことなど、極めて稀だといってよかろう。『アメリカ経済評論』の100周年記念号は、この稀な機会をもたらしてくれた。コーマンの論文に対する評価、より正確にはコーマンが扱った問題に対する今日の視点からの検討をおこなったのは、エレノア・オストラムと、ゲイリー・リブキャップであり、それぞれの専門の立場から再評価を試みている。それを読んで分かることは、歴史意識の鋭い研究者が適確にその時代の問題を捉えた論文は、100年後にも鮮度を失わず、学問的興味をひいてくれるということである。

オストラムはコーマンの論文を *fascinating* であると評し、集団行動という視点から灌漑の問題を読み解こうとする。コーマンは19世紀末から20世紀初頭、乾燥地帯で効率的な灌漑制度を作る方法を吟味したが、当時は連邦政府がホームステッド法を中心に、この地域へ移住者を送りこもうとしていた時期であった。ところで、灌漑施設の建設と運営のような共同財の場合、利害関係者の中には、自ら貢献せずに日和見をして只乗りをしようとする気持ちが働きやすい。自分が貢献しなくても他の者が貢献すれば、結果的には利益を得ることができるからである。ただし、もし大多数の者が日和見を極めれば、共同財は生産されなくなる。こうした集団行動の問題、もしくは社会的ジレンマを解決するためには、政府の力を借りる必要があるというのが今日の理論家の立場だとオストラムは<sup>(19)</sup>いう。

コーマンは当時ホームステッド農民が直面した状況に注目する。その時期はいわばブーム期であって、地域の気候条件や灌漑能力について楽観的観測が多く、結局、灌漑施設は失敗し、農民はすべ

てを失った。コーマンはその際、二つの問題があったことを指摘した。第一は、政府の役人が入植者の直面する困難について認識せず、法律の文面にこだわった点で、こうした事態は今日でも見られる。第二は、西部諸州の水利権に関する制度が不適切である点で、イギリスから伝来した河岸権は、東部では上手く働いたが、西部では状況が異なっていた。ところで、水不足と予測不可能の状況の下でも、成功した場合もあった。モルモン教徒や、スネイク川地域での成功例がそれにあたる。これは集団行動の問題を上手に解決した例である。一般的には、外部の政府に依存することが必要とされるが、コーマンはそれが万能薬ではないことを示している。政府は灌漑施設の建設と、水の供給をおこなうとされたが、移住者が作物を育て、過酷な環境の下で生き残るための十分な時間はなかった。

オストラムは集団行動の問題の解決にあたり、成功もしくは失敗の要因を考える。第一には行動様式の分析で、とくにグループの成員が相互に信頼を持ち得るか否かという点。第二は社会的、環境的システムの諸局面、とくに民間人と役人が当面する諸問題を明らかにすること、である。第一の点についていえば、諸個人がさまざまな手段と結果について完全情報を持ち、利益を最大化するというような前提には立てない。不完全な情報の下で人々が行動する場合、お互いに情報を交換するか、お互いを信頼できるか、といった点が重要であるが、諸個人がどんな行動をとるかは予測できない。また問題解決の成否を左右する唯一の変数（グループの規模や利益の大きさ）を見出すこともできない。どんな状況の下で人々がより一層協力し合うようになるか、についての研究は、現在、進行中といえる。

次に、社会的、環境的システムの諸局面という点で、コーマンが取り上げたのは以下の3点である。すなわち灌漑設備の建設、その維持、そしてホームステッド農民の経済的存続の支持ということになる。最初の建設という点では、主体が政府であろうと民間企業であろうと、スピードや信頼性に大差はない。むしろ事業参加者のやる気や、それにより相互の信頼度が増すか否かが大切である。第二の灌漑設備の維持についていえば、建設完了後、利用者がその維持管理を自らおこなう場合は上手くゆくが、誰も維持の責任を取らない場合には、導水路が土砂で埋まり、使用不可能になったりしてしまう。第三のホームステッド農民の存続の問題は、一見、集団行動の問題とは見えない。しかし、彼等の存続は水が得られるか否か、土地取得にかかる期間と費用の大小、さらに開拓民同士の相互依存性にかかっており、集団行動論の対象となる。

ところでコーマンが論文を書いた時点で、その対象となった経度100度以西の西部は、そのままでは農耕が困難な乾燥地帯であり、その開拓に従事したホームステッド農民のほとんどは、乾燥地帯での農業について知識を持っていなかった。こうした状況は、ほぼ共通であったので、コーマン

---

(19) Elinor Ostrom, "Reflections on 'Some Unsettled Problems of Irrigation'," *AER*, 101-1 (2011), 49-63. こうした問題にはゲームの理論も適用できるであろうが、オストラムは言及していない。

は、いわば同一条件の下で、各種の法律がいかに機能し、いかなる結果をもたらしたかを吟味することができた。コーマンが取り上げたのは、荒地法、ライト法、ケアリー法、開拓法であるが、オストラムは、それらの成果を簡潔にまとめる。荒地法の下では、灌漑施設は民間業者が建設したが不完全な場合が多く、維持もされなかったため農民は失敗した。ライト法の下では、債券発行や課税の権限を持つ灌漑区が設立され、建設、維持にあたった。しかし費用便益計算が楽観的にすぎ、失敗した場合も多い。ケアリー法の場合、灌漑施設は民間企業が建設したが、その維持には農民があたり上手く運営された例が多い。しかし成功したのは自然条件に恵まれた場合であった。開拓法の下では、建設は連邦政府によったが、それに時間がかかりすぎ、また農民は土地取得に必要な5年間を持ちこたえられぬことも多かった。

オストラムは、コーマンの論文が示しているのは、集団行動問題の解決にあたり、政府に頼れば良いというわけではないという点だと結論している。それぞれの状況、環境条件に応じた統治システムの必要性が示唆されているとし、知識と信頼の重要性をコーマンの論文から学べると結んでいる。

リップキャップには、西部の問題についての論文も多く、乾燥地域におけるホームステッド法の失敗を論じたものもあるが、ここでは水の問題を中心に論じている。<sup>(20)</sup> まず、コーマンが扱った水の供給、水利権、その組織などの問題は、現在の世界的水不足という状況の下で、今日的意義を持つことを指摘する。さらに、かつて定められた水利権や灌漑組織が、今日の水市場における取引費用を高め、より有益な水利用（都市的利用）への再配分を妨げていると述べる。すなわち過去において、その当時の問題を解決するためにとられた方法が、制度として定着し、現在の問題解決を妨げており、これを事後的に修正、廃止することは困難であるという。いわゆる制度的径路依存性（path dependence）の問題である。

世界的水需要が拡大している今日、コーマンが扱った問題は深刻さを増している。100年前も今も、水の最大利用者は農業であって、約80%は農業に使用されている。しかし、都市的需要が増加しつつある今日、さまざまな対応が求められている。すでに1960年代、水の価値の上昇に伴い、権利の明確化や市場の進化がもたらされるべきだといわれたが、1980年代になっても水市場の不活発さが問題とされた。今日も状況は変わっていない。水の市場は一般に地域的で、河川の流域の中にとどまっている。また農業から都市的利用への取引は費用がかかりすぎて困難であり、さらに州の境界を越えての取引はほとんどない。その結果、水の価格差が大きい。

1987～2008年について、西部諸州における水の価格を見ると、農業から都市的利用への水の年間貸付価格はエーカー・フット（約325,000ガロン）当り74ドル、農業から農業へ場合は19ドルで

---

(20) Gary D. Libecap, “Institutional Path Dependence in Climate Adaptation: Coan’s ‘Some Unsettled Problems of Irrigation’,” *AER*, 101-1 (2011), 64-80. 西部の水の問題についてのわが国での研究としては次のものがある。小塩和人『水の環境史——南カリフォルニアの20世紀』（玉川大学出版部、2003年）。

ある。貸付ではなく売買価格を見ると、農業から都市へは295ドル、農業から農業へは144ドルとなっている。このことは、農業において水の使用を節約し、他へ売却すれば有利であることを示しているが、水の市場はあまり活発ではない。これは何故か。かつて乾燥地域で農業を営むために成立した諸制度が、今日、水市場を制約し、費用を下げることを妨げているためである。ある時代の状況に応じて生じた過去の制度が、今日の経済的機会を制約しているともいえる。

コーマンの論文の時代、西部における水の供給は、当然、農業のためのものであり、土地に関していえば、公有地法の中心はホームステッド法であった。ところで、西部における気象条件と水の供給についての情報は、今日においても不十分であるが、かつてはもっと不完全だった。そうした状況の下で、いくつかの方法が試みられた。第一は、「雨は<sup>すき</sup>犁に従う」の仮説で、農耕がおこなわれれば降水量が増加するという楽観的仮説だった。一時期は、偶然に恵まれた気象条件が続いたが、1893～94年のカンザスの旱魃で否定された。第二は乾地農法（Dry farming）で、降水は地中の下層土に貯蔵されるという考え方であった。そのための農耕法が考案され、1905年から20年にかけてかなり普及したが、1917年から21年の大旱魃で、やはり失敗した。こうして残ったのが、第三の方法、すなわち灌漑によって小農場が成功できるという考え方であった。これは乾燥した西部において、最も妥当な方法であった。1890年から1978年までに、西部17州における灌漑面積は、360万エーカーから4,340万エーカーへと増加したが、この事実が、その妥当性を示している。しかし、そのためには灌漑施設の建設と共に、新しい制度、すなわち水利権と、水を供給する組織が必要であった。

水利権についていえば、東部の河岸権に対して、西部では優先利用権が一般化した。水は土地所有とは切り離され、この権利の売買や貸借が可能となった。これが水市場の基礎である。ただ、この権利は、利用しない限り失われてしまうので、不必要な利用もなされた。また優先権には順位があり、水が余る限り下位の者も利用できた。さらに第三者に損害を与えてはならないという原則もあった。優先権所有者が、都市的利用のため水を売却した場合、その水は元の河川流域に戻ってこないで、第三者に損害を与える可能性がある。このため、水利用は同じ河川流域内の地域の農業に限定されがちな傾向がある。

次に灌漑のための組織に目を向ける。灌漑にはダムその他への投資が必要であり、投資家にも農民にも相互依存性がある。一方、只乗りをされる危険性もある。このため、小規模な相互灌漑組織や、灌漑会社もつくられたが、より大規模なのは土地収用権をも有する政治的団体の灌漑区である。連邦政府の開拓法の下では、当初、水は個別農民に供給されるはずであったが、その時点では開拓農家はまだほとんど存在しなかった。したがって、水は灌漑区へ提供され、それが後に入植してきた農民に供給されることとなった。本来灌漑区は、それを設立した地方のコントロールの下におかれる組織であったが、上記の事情により、連邦政府の統制するものとなった。そのため、水を農業から都市的利用に転換する費用は高くなったといえる。

リブキャップは、コーマンの論文が書かれた時代にあつて、農業発展のための基本的革新は灌漑区設立と優先利用権であり、それが実際の解決策であつたことを認める。しかし今日では状況は変化し、都市的水利用の需要が増加している。制度的径路依存性は、その費用を高いものにしていくというのが、リブキャップの結論である。

#### IV 結び

経済史の研究に理論が必要であることについては、以前にも述べたのでくり返さない。<sup>(21)</sup>ところで、理論はいかなる状況の下でも応用が利くというわけではないが、上に取り上げた集団行動論や径路依存性の理論は、今日われわれが直面している東日本大震災の問題にも適用できるであろう。震災後の援助や復興にあたり、いかなる方法がとられるべきか、いかなる組織があたるべきかは、まさに集団行動論の問題である。世界の人々から称賛された東北の被災者の忍耐力や相互扶助、そしてボランティアの活躍などを見ると、民間主体の援助・復興が有効であるようにも思えるが、被害の大きさや復興事業の規模などを考えると、政府の力が必要であることは明らかである。ただコーマンが示唆し、オストラムが指摘した通り、民間か政府かという選択は単純すぎるし、政府に頼るのみでは問題は解決しない。また政府といっても、中央か地方かという問題があり、地方政府の方が現地の事情に詳しいといった利点があろう。とはいえ大震災を「天罰」と放言した傲岸な地方政治家や、その人物を再選させた選挙民の存在を考えると、地方万能とはいえない。

径路依存性という点では、津波の被害や原子力発電所の問題が、それにあたる。数十年前に津波の被害があつた後、単に高い堤防を建設するにとどめたか、あるいは高台に移転したかが、今回の被害の大小に影響した。また原子力発電所の建設を受け入れるか否かという、過去の選択と決定が、その地域の後の発展を左右し、現在をしばっていることは否定できない。径路依存性の問題は、例えばわが国の鉄道の軌道が狭軌であることや、タイプライターやコンピューターの文字盤が、必ずしも合理的な配置になっていないことなど、過去にいえば偶然になされた決定が、不都合な結果をもたらしている、というような場合に適用されやすい。しかし、リブキャップが指摘したように、かつては合理的で实际的であつた選択が、今日では不適切になっている場合も多く、堤防建設か高台移転かなどは、それにあたるかもしれない。

以前、柳田國男を伯父に持った人から、こんな話を聞いた。「中学生の頃、修学旅行に行くことになつたので、伯父のところへ双眼鏡を借りにいった。その頃は双眼鏡などは、めったに持っている人はいなかつた。伯父は双眼鏡で遠くから見るのも良いが、近くで、自分の目で見ることが大切だといつた」というものである。自分の目で見ると、いうところに柳田の基本姿勢が表われている。今

---

(21) 岡田泰男『経済史入門——現在と過去を結ぶもの』(慶應義塾大学出版会, 1997年)。

回の大震災にあたって、私はテレビや新聞で報道された映像を見ているだけであったが、実際に被災地に行った人の話では、現地に行ってみて、初めて被害の大きさが分かったということであった。自分の目で見ることの大切さを感じずにはいられない。しかし、歴史家としての自分に戻ると、研究対象を自分の目で見ることなどできない、という現実がある。

対象を間近に自分の目で見るができないわれわれが、いかに歴史意識を鋭くするか、歴史感覚を磨くか、さらに現在を見る目を確かなものにするか、これは今日、すべての歴史研究者が改めて直面すべき課題であろう。何世代も前の歴史家が「それは実際どうであったか」を明らかにしようとして苦闘したのと同じような難問に、今日の歴史家も向き合っている。

先に引用した遅塚忠躬の『史学概論』は、極めて分かりやすい入門書である。ずっと以前、われわれが学生であった頃の標準的教科書、サミュエルソンの『経済学』は「驢馬でも分かる」といわれるほど懇切丁寧に書かれていたことを思い出すが、遅塚の書物も極めて親切で明快な叙述である。これは初学者向けというだけでなく、すでに研究者となっている者をも対象としている。「私は、あるとき、隣に寝ている女房の本質さえわからないのに、ロベスピエールの本質などわかるはずがないと悟った<sup>(22)</sup>」などというくだりに膝を打たない歴史家はいないであろう。ほかのところに「歴史家の力量というものは、彼がなまの史料（いわゆる一次史料）をどれだけたくさん読んでいるかにかかっているように思われる<sup>(23)</sup>」とあり、この一文に深く同感した。歴史意識を鋭くするための即効薬などというものはないのであって、迂遠なようだが、多くの史料を読み、論文をまとめてゆくことが、上に記した課題に応える道であろう。最近書いた論文の結びに「歴史家にとって、時には大きな構想を示すことが求められるが、日常的な任務は煉瓦の一片（個別研究）を焼くことなのだ<sup>(24)</sup>」と述べたが、この考え方は今も変わらない。

彫刻家の舟越保武が、石彫をはじめた頃、美術学校には石彫の授業などなかった。そのため、近くの墓石屋の親方に教を乞うたところ、鑿<sup>のみ</sup>と植<sup>つち</sup>を貸してもらえた。ところが、石屋の親方の鑿は、いつでも銅鉄の底光りがしていたが、舟越の鑿はすぐ赤錆が出てしまった。そこで、どうすれば錆びないのかと聞いたところ、「使ってりゃ錆びねえよ」と親方は言ったそうである。「親方としては、あたりまえのことを言っただけなのだろうが、私には、ずしりと応える深い意味がひろがった」と数年前亡くなった彫刻家は書いて<sup>(25)</sup>いる。石屋の親方の言葉は、われわれ歴史家にとっても、ずしりと応える。

(名誉教授)

---

(22) 遅塚忠躬『史学概論』88頁。

(23) 同書、80頁。

(24) 岡田泰男「19世紀アメリカにおける西部移住と経済的機会——あるウィスコンシンへの移住者」『三田学会雑誌』102巻2号(2009)99頁。

(25) 舟越保武『石と随想』（求龍堂、2005年）56-57頁。